

# ブラック企業をなくす東葛の会 東葛の会ニュース No.17 2017.03.15

〒277-0831 柏市根戸 406-4 TEL 04-7132-8710

ホームページ：(柏社保協 HP 内) <http://kasiwa-syahokyo.jimdo.com> : Email : [sodan@kmail.plala.or.jp](mailto:sodan@kmail.plala.or.jp)

パワハラ、退職強要、賃金未払いは許せない =相談事例から 2017年2月=

Tさんは、6年近く前に関東地方を中心に100を超える店舗を展開する大型ショッピングセンターのN店へパートで入社、半年ごとの有期労働契約を繰り返してきました。数年前からパワハラがはじまり、この2年は上司からのパワハラが一段と強まりました。昨年6月には労働契約を更新しないといわれ、その後10月末には実質解雇に追い込まれました。Tさんは、時間給が最低賃金をわずかに超す金額で、強まるパワハラの中で体調不良におちいりながら、年休以外は休めば無給なので必死に働いてきたといいます。パワハラとその手口としての労働契約更新拒否をたてに退職を迫るやり方は許せないと訴えています。

Tさんの賃金支払いで、入社以来の賃金不払いがあることが明らかに… Tさんの勤務時間記録と給与明細を精査したら、所定の日7時間を超した場合に、「10分未満を切り捨て、10分以上は10分単位で計算」していることや規定の時給加算が支給されていない様子分かり、毎年5万円程度が不払いになっていました。

**労働時間の切り捨ては許されません。** 厚労省告示(基発第150号)は、労働時間の端数切り捨てはできないとしています。時間給パートで働く方や正社員でも残業代計算の時などに端数切り捨てでおこなわれているケースは非常に多い事例です。あなたの場合どうでしょうか？

(東京労働局 H25 年 3 月発行パンフから) 「労働時間の端数は切り捨てはできません」を以下で紹介

**労働時間の端数切り捨てはできません**

**Q** 早番と遅番の引き継ぎやレジの精算でどうしても所定退勤時刻から5分ぐらい長引いてしまいます。ただ、毎日の勤務時間を1分単位で集計するのは大変なので、15分未満で切り捨て、15分以上を30分に切り上げて計算したいのですが？

**A** 1日の労働時間は1分単位で計算しなければなりません。端数を切り上げることは問題ありませんが、切り捨てることはできません。ただし、1か月の労働時間を通算して30分未満の端数が出た場合には切り捨て、30分以上の端数を1時間に切り上げて計算することは認められています。

**ヒント** 割増賃金の計算過程で

- 1時間あたりの賃金額および割増賃金額に1円未満の端数が生じた場合
- 1か月の時間外労働、休日労働、深夜労働について、それぞれの割増賃金に1円未満の端数を生じた場合

は、就業規則等に定めようとして「50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる」ことができます。

このパンフレットは法令で定められた基準について解説しているものです。割増率、適用基準等について、就業規則等で従業員にとって有利な規定を定めている場合は、就業規則等で定めた規定が優先されます。また、特例措置や裁量労働、変形労働時間制を導入している場合はこのパンフレットの説明と異なる場合がありますので、詳しくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

東京労働局労働基準部 〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

労働相談は、千葉労連東葛ユニオン 柏市根戸 406-4 電話 04-7132-7810

相談料無料、秘密厳守 電話相談日：毎週月・水・金の午前10時から午後2時

来所で相談希望の方は、まずは電話ください。